

第 36 回世界遺産委員会 知床に関する決議文（仮訳）

決議 36 COM 7B.12（仮訳）

世界遺産委員会は、

1. 作業文書 WHC-12/36.COM/7B を検討(examine)し、
2. 第 32 回委員会（2008 年ケベック）で採択された決議 32COM7B.16 を想起(recall)し、
3. 当該国が行った努力及び進行中の資産の保全に関する問題への対策の情報を認め(acknowledge)、当該国にその努力を継続するよう強く勧め(urge)、
4. 当該国にトドの年間捕獲割り当て数及び捕獲数の情報のアップデート及び資産内の個体数の動向を報告するよう要請(request)し、
5. 当該国に、サケ科魚類の移動と産卵の状況のモニタリングを継続するとともに、サケ科魚類の移動と産卵を確保するために、ルシャ川において、必要に応じて、他の適切な手段を含む河川工作物のさらなる改良を行うことを検討するよう、さらに要請(request)し、
6. 当該国に、資産内のサケ科魚類の移動と産卵の改善及び漁業者とトドの摩擦対応における進捗状況を含めた資産の保全状況報告を、2015 年の第 39 回世界遺産委員会で検討するために、世界遺産センターに 2015 年 2 月 1 日まで提出するよう、さらに要請(request)する。